

各都道府県知事 殿  
横 浜 市 長 殿  
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省人材開発統括官  
( 公 印 省 略 )

## 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行について

平素より、人材開発施策の推進につきまして格別の御配意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 56 号。以下「改正省令」という。）が、別添のとおり令和 7 年 4 月 14 日に公布され、同日から施行されることとなりました。

改正の内容等は下記のとおりですので、この運用に遺漏なきよう御配慮願います。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。）第 28 条第 1 項に規定する職業訓練指導員免許（以下「免許」という。）の申請については、職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「能開則」という。）第 40 条の規定により、職業訓練指導員免許申請書に、職業訓練指導員試験合格証書（以下「合格証書」という。）を添えて行うこととされている。

このため、能開法第 30 条第 5 項の規定により、職業訓練指導員試験（以下「指導員試験」という。）の実技試験及び学科試験の全部の免除（以下「全免除」という。）を受けられる者が免許を申請する場合であっても、事前に指導員試験の受験申請を行い合格証書の交付を受けた上で、免許の申請を行う必要があり、令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、全免除を受けられる者の指導員試験の受験及び免許の申請に係る手続を合理化する方策について検討を行い、必要な措置を講ずることとされた。

これを踏まえ、全免除を受けようとする者について、指導員試験の受験申請と同時に免許の申請を行うこと等を可能とするため、能開則について所要の改正を行う。

#### 第 2 改正の内容

##### 1 免許の申請（改正省令による改正後の能開則第 40 条第 2 項関係）

免許の申請を指導員試験の受験の申請（全免除を受けようとする者の申請に限る。）と併せて行う場合には、免許の申請に係る合格証書の添付を要しないものとする。

2 指導員試験の公示（改正省令による改正後の能開則第45条第3項関係）

指導員試験について、都道府県知事は試験の実施期日の2月前までに公示しなければならないこととされているところ、全免除を受けようとする者を対象とした指導員試験についてはあらかじめ公示を行えばよいものとする。

3 その他所要の改正を行うこと。

第3 施行期日等

(1) 施行期日（改正省令附則第1項関係）

改正省令は、公布の日（令和7年4月14日）から施行すること。

(2) 経過措置（改正省令附則第2項関係）

改正省令の施行の際現に公示されている指導員試験の全免除を受けようとする者による免許の申請については、なお従前の例によるものとする。

第4 新旧対照表

別添を参照すること。

○厚生労働省令第五十六号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十九条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(免許の申請) 第四十条 (略)</p> <p>2 前項の申請を、第四十七条の規定による申請(実技試験及び学科試験の全部の免除を受けようとする者の申請に限る。)と併せて行う場合には、同項の規定にかかわらず、職業訓練指導員試験合格証書を添えることを要しないものとする。</p> <p>(職業訓練指導員試験) 第四十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けようとする者を対象とした職業訓練指導員試験に係る前項の規定の適用については、同項中「当該期日の二月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。</p> <p>附 則 (職業訓練指導員免許に関する経過措置) 第九条 (略)</p> <p>2 前項の規定により職業訓練指導員免許を受けようとする者に対する第四十条の適用については、同条第一項の書面は、前項各号のいずれかに該当することを証する書面とする。</p>	<p>(免許の申請) 第四十条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(職業訓練指導員試験) 第四十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>附 則 (職業訓練指導員免許に関する経過措置) 第九条 (略)</p> <p>2 前項の規定により職業訓練指導員免許を受けようとする者に対する第四十条の適用については、同条第一号の書面は、前項各号のいずれかに該当することを証する書面とする。</p>

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この省令の施行の際現に公示されている職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験の全部の免除を受けようとする者による職業訓練指導員免許の申請については、この省令による改正後の職業能力開発促進

法施行規則第四十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〇〇県公示第 号

職業能力開発促進法第 30 条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

年 月 日

〇〇県知事 ○ ○ ○ ○

### 1 試験を実施する職種

- (1) ○ ○ 科  
 (2) ○ ○ 科  
 (3) ○ ○ 科

### 2 試験の科目

試験は実技試験及び学科試験について行い、その科目は次のとおりである

免許職種	実技試験の科目	学科試験の科目
○ ○ 科	(職業能力開発促進法施行規則 (以下「能開則」という。) 別表第 11 に規定されている科目を記載する)	
○ ○ 科		
○ ○ 科		

### 3 試験の免除

- (1) 実技試験又は学科試験において、試験の全部または一部の免除を受けることができる者は次のとおりである。

免除を受けることができる者	免除の範囲
能開則第 46 条に規定する表を記載する。 能開則別表第 11 の 3 に該当する者はその部分のみを記載する。	

- (2) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者 (以下「全免除者」という。) による受験申請については、記 7 の (4) の申請書類の提出期間に限らず、通年で受け付けることとする。また、全免除者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。

#### 4 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
- イ 職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
  - ロ 能開則第45条の2第2項及び第3項に規定する者
- (2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
- イ 禁固以上の刑に処された者
  - ロ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

#### 5 試験日時

- (1) 学科試験  
令和 年 月 日 ( ) 午前9時から
- (2) 実技試験  
令和 年 月 日 ( ) 午前9時から

#### 6 試験会場

- (1) 学科試験  
〇〇市〇〇町〇〇番〇〇職業能力開発校
- (2) 実技試験  
〇〇市〇〇町〇〇番〇〇工業試験場

#### 7 受験手続

- (1) 受験申請書類  
職業訓練指導員試験受験申請書（以下「受験申請書」という。）、履歴書、及び写真（申請前6か月以内に撮影した正面脱帽の写真で、縦〇cm、横〇cmとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- (2) 試験の免除申請  
試験の免除を受けようとする者は、前記3に掲げるものに該当することを証する書類
- (3) 申請書類の提出先  
〇〇市〇〇町〇〇番〇〇  
〇〇県〇〇部職業能力開発主管課
- (4) 申請書類の提出期間  
令和 年 月 日 ( ) から  
令和 年 月 日 ( ) まで
- (5) 受験手数料  
受験手数料は、学科試験及び実技試験の合計額である。ただし、実技試験又は学

科試験の全部又は一部の免除を受けることができるものにあつては、免除を受けていない試験に係る額とする。手数料の納付は、〇〇県収入証紙を受験申請書に貼付するものとする。

(6) 受験票

受験申請書を受理した時は、後日受験票を送付する。

(7) 全免除者の受験手続

全免除者の受験手続は上記(4)の申請書類の提出期間に限らず、通年で行うことが可能であり、全免除者は受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。この場合において、全免除者は(1)及び(2)の書類と併せて、職業訓練指導員免許申請書(以下「免許申請書」という。)を提出するものとする。

また、全免除者が免許申請書を提出する場合は、併せて免許交付手数料を納付すること。手数料の納付は、〇〇県収入証紙を免許申請書に貼付するものとする。

なお、全免除者の受験申請書を受理した場合は、(6)の受験票は送付しない。

8 合格発表

令和 年 月 日に合格した者の受験番号を〇〇県公報ホームページ等で公示するとともに、本人あて通知する。

全免除者の合格発表は、本人あてのみ通知する。

9 その他

(1) 受験申請書(全免除者の場合は受験申請書及び免許申請書)は、〇〇県〇〇部職業能力開発主管課において配付する。

(2) 受験申請書(全免除者の場合は受験申請書及び免許申請書)の郵送を希望する者は、返信用封筒に宛先明記のうえ〇〇円切手を貼り、〇〇県〇〇部職業能力開発主管課に申し込むこと。

(3) 受験に対する注意事項(参集時間、携帯品等)は、後日受験者に通知すること。

(4) 試験について不明な点は、前記職業能力開発主管課に問い合わせること。